

第 2 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 2 年 9 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 5 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 6 号	農用地利用集積計画の決定について
報第 1 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	3 番 鍵谷正 委員 5 番 奥村俊雄 委員
7、欠席委員	
議 長	<p>おはようございます。猛暑日が続いておりますが、台風の影響で多少涼しく感じられます。</p> <p>8 月 27 日に農地転用の申請 6 件の現地確認を行いました。初めて現地確認に参加する委員の方もいましたが、事務局の連絡不徹底などところもありまして委員の皆様にご迷惑をおかけしました。今後、申請者代理人と事務局が連携を十分にとって現地確認がスムーズにできるようにしていきたいのでお詫び申し上げたいと思います。</p> <p>農業委員会は今日が第 2 回になりますが、実質的提案は今日が任期 3 年の農業委員を務めていただきます最初の定例総会になるかと思ひます。</p> <p>今日から御嵩町独自の方法をもって農業委員会総会を変えていきたいと思ひます。過去 3 年間、農地利用最適化推進委員の皆様は議案について意見を述べることはできましたが、採決権がないということで過ごしていただきました。今日からは農業委員、最適化推進委員の 18 名が同じ議案に対して最終的な意思決定をさせていただきたいと思ひます。県下それぞれの地域で農業委員会の進め方は違うということをお先般の研修で聞きました。御嵩町独自の手法で全員で審議をし、採決していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今の出席委員は農業委員、最適化推進委員 18 名で定足数に達していますので、これより第 2 回御嵩町農業委員会を開会しま</p>

	<p>す。</p> <p>会議録 署名者に、3番 鍵谷正委員、5番 奥村俊雄委員を指名します。</p> <p>それでは、議第5号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。</p> <p>事務局 朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、7番 山口由美子委員 説明願います。</p>
7番山口委員	<p>7番 山口です。1号事案について説明します。資料 5-1 をご覧ください。申請地は美佐野桑下勲商店から南へ 700mのところ です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲渡人は高齢となったため、現在の住まいから長女の家への移住を考えているため、申請地周りを処分したい。譲受人は現在、借家暮らしをしており、また、建設業を営んでいるため、トラック2台、ユンボ3台、バン3台、軽トラック2台を保有しているため、広い作業置場を探していたところ本申請に至ったということです。資金調達は自己資金で行います。土地造成に関しては自己で行えるため費用はかかりません。雨水は自然浸透とします。転用にあたり、周辺の土地に被害が出ぬよう十分に注意しますが、万が一発生した場合は申請者の責任において補償します。転用によって生ずる付近の土地の概要については8月27日に現地確認により行いました。誓約書、通帳の写し、隣地承諾書、委任状、土地売買契約書、建物売買契約書を確認しました。以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をよろしく願います。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、7番 山口由美子委員 説明願います。</p>
7番山口委員	<p>7番 山口です。2号事案について説明します。資料 5-2 をご覧く</p>

	<p>ださい。申請地は謡坂公民館から南東へ 300mのところですか。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は家屋の解体業を営んでおり、現在は申請地東側に廃材等を置いておりますが、対向車とすれ違いが困難であり危険です。町道に接道しているため、大型車の駐車場及び廃材の積み替え場所として使用します。譲渡人はこれに応じたということです。コンクリートブロックを入れ、砂利敷きにし、造成します。汚水は発生しません。雨水は自然浸透です。誓約書、土地利用計画図、通帳の写し、委任状を確認しました。資金調達は自己資金で行います。転用によって生ずる付近の土地の概要については8月27日に現地確認により行いました。以上から2号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をよろしくお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。 次に3号事案について、5番 奥村俊雄委員 説明願います。</p>
5番奥村委員	<p>5番 奥村です。申請地の場所は御嵩町防災コミュニティセンターから西へ200mほどのところですか。資金調達は全額自己資金。北側は公衆用道路、東側は田と宅地、南側は堤防、西側は田です。隣地承諾書を確認しました。雨水は既設の集水桝を經由し南側の用悪水路へ放流します。このことについては県に確認済みです。集水桝を事前説明時に現物を確認しました。汚水は発生しません。隣接境界部分にはフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。転用によって生ずる付近の土地の概要については、8月24日の事前説明、8月27日の現地確認により行いました。以上から3号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
奥村推進委員	<p>太陽光の説明はできていますか。</p>
事務局次長	<p>太陽光発電推進及び適正化に関する条例についての届け出につい</p>

	<p>てはすでに提出されています。以前、農振除外をかけた場所です。その時に太陽光の条例の方は提出されており、地元にも説明は済んでいる状況になっています。</p>
議 長	<p>つまり、去年の農振除外の時に地元説明は終わりということですので。</p>
	<p>質疑がないようですので、採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。 次に4号事案について、13番 石渡和美委員 説明願います。</p>
13番石渡委員	<p>13番 石渡です。資料5-4をお願いします。申請地の場所はぼっぽ館御嵩町子育て支援センターから南へ500mほどのところですが。権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、設置予定の土地は現状平地であり、雑草程度なので伐採や地盤改良等が必要なく、東面、南面に高層建築物もなく、西面の竹林については設備を敷地の東側に設置することで対処するという内容です。近くに既設の設備があり、管理メンテナンス等が効率良く実施可能であるため太陽光発電設置するという内容です。誓約書、隣地承諾書についても確認しました。転用によって生ずる付近の土地の概要については現地確認により行いました。以上から4号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、鉄道の駅の周囲概ね500m以内の区域であるため、第2種農地に位置付けられます。また、御嵩町太陽光発電推進及び適正化に関する条例に関する届け出はなされております。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって4号事案は適当と認め進達します。 次に5号事案について、8番 金井育代委員 説明願います。</p>
8番金井委員	<p>8番 金井です。5号事案の説明をします。ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料5-6をご覧ください。申請地の場所は山田公民館の西100mほどのところですが。転用の目的は一般個人住宅敷地です。権利を設定し、移転しようとする事由の詳細としては、譲受人は現在アパートに住んでいますが、家族が増えて手狭になったため、住宅を建設したいということですが。譲渡人は譲受人の要望を受諾しました。転用の目的に係る施</p>

	<p>設の概要は図面のとおり建築面積 193.77 m²の平屋建て一般個人住宅となっています。転用によって生ずる付近の土地の概要は東側は譲渡人の畑、西側は水路と道路、南側は水路と道路、北側は田となっています。申請地の周辺境界にはコンクリートブロック壁を施工し、土砂等の流出を防止します。雨水は道路側溝へ流水し、汚水は下水道へ接続します。添付書類については土地利用計画書、委任状、誓約書、隣地承諾書を確認しました。転用によって生ずる付近の土地の概要については8月27日の現地確認により行いました。以上から5号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に位置付けられます。また、住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであります。以上です。</p>
	<p>採決に入ります。 5号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって5号事案は適当と認め進達します。 次に6号事案について、6番 鍵谷道隆委員 説明願います。</p>
<p>6番鍵谷委員</p>	<p>6番 鍵谷です。6号事案の説明をします。ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料5-6をご覧ください。申請地の場所は伏見グランド ゲートボール場より東へ約100m進んだ右側のところですが、転用の目的は自己住宅です。権利を設定し、移転しようとする事由の詳細としては、譲受人は現在借家に住んでおり、自己住宅を建てようと土地を探していたところ、父から当該申請地を譲り受けることができたためということです。転用によって生ずる付近の土地の概要については、東側は山林に赤道及び山林が隣接しています。西側北側は道路、南側は道路及び宅地となっています。敷地の造成は車両駐車場入口を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。雨水は北側道路側溝へ、汚水は北側下水道に接続処理します。添付書類については土地利用配置図、立面図、誓約書、住宅ローン事前審査、委任状については確認しました。万が一周囲へ被害を及ぼした場合には自己責任で解決します。 現地確認の時に立て札がなかったわけであり、農地パトロール時に伏見地区で見るということになっていました。その日には立っていましたが、あくる日にはなくなっていました。立て札の見解について事務局に聞きたいと思います。</p>

	<p>転用の目的に係る施設の概要については8月27日の現地確認により行いました。以上から6号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>8番委員より事務局へ質問が出ました。</p>
事務局次長	<p>現地確認をされた方は、緑の枠に黒い文字が書いてあったと思います。場所がはっきりわかるように明示するということで、目的等を記載した物を立てていただいております。あれは現地確認をするためのものであり、ずっと立てていなければならないといった決まりはございません。</p> <p>飛んで行ってしまう場合もありますし、飛ばないようにして立てていただいている方もいます。統一されておりませんので、現地確認が終われば取っていいものなのか、許可が下りるまで立てておいた方がいいのか、お決めいただければ事務局はそのようにさせていただきます。事務局としては、名前等が書いてありますので飛んで行ってごみになるというのも困るので、取ってもらっても構いませんという指示をしているのが現状です。</p>
議 長	<p>私も立て札が必ず立っていなければならないということは言ってきました。現地確認が8月27日で今日が9月4日です。今日の審議まではそこが転用地であるということを明示する立て札なのか、農業委員が現地確認で場所がわかるための立て札なのか、皆様の意見を聞きたいと思います。</p> <p>昔の農業委員会は土地の所有者が、必ず農業委員のところに来て「今回、私の土地をこういう人にお譲りします。こういう計画をします。」という説明をする一貫した流れがありましたが、申請者の代理人が全てやってもいいという時代から少し簡素化されて今日に至っています。司法書士、行政書士に全て委任し、農業委員会の現地確認の立会の立場になっているというのが現状です。</p> <p>私としては、立て札というのは周囲の方に農地転用される土地であることをわかってもらうために大事であると思います。期間として1日や2日では、工事の直前になるまで農業委員会のメンバーしか知らない形で推移します。1ヶ月、2ヶ月も立てておくようには言いませんが、現地確認が終わったら取って帰っていくというのは短兵急ではないかと思っています。</p> <p>事務局としては、ここで決めていただければということですが、どうでしょうか。</p>
13番石渡委員	<p>現地確認から総会の審議までの期間はどれくらいですか。</p>
事務局次長	<p>1週間前後です。</p>
議 長	<p>日比野委員。上之郷地区の総務としてどう思いますか。</p>

9 番日比野委員	考えています。
議 長	中地区の総務はどうでしょうか。
14 番奥村委員	1 週間から 2 週間くらいは必要でしょうか。
11 番田中委員	現地確認の前日から委員会が終了した翌日までが良いのではないかと思います。
6 番鍵谷委員	私は県から許可が下りるまでは立てておくように先輩から教わりましたが、個人情報の関係からそのくらいの期間で良いかと思いません。
1 番青木委員	私も自分が家を建てるのであれば、周りの人にも知ってもらいたいと思いますが、個人情報の問題もあります。皆様のおっしゃるとおり、現地確認から採決終了の次の日くらいまでは立てておくべきではないかと思えます。
事務局長	<p>今、総務の方々からご意見いただきました。近隣の方にその農地がどのような扱いになるのか知ってもらうために表示をさせていただいておりますが、その周知期間をどのくらいにするかということに関しては、意見が出た中で事務局としては、現地確認から総会が終わるまで 1 週間程度になりますが、最低限その間は表示をしていただきたくことを委員会で決めていただければ業者の方に指導していきたいと思えます。</p> <p>また、私も先日現地確認に行ったときに立て札が外れているところがあったので、近くの施設からガムテープを借りて貼ったこともあります。担当委員の方々が業者の方に会った時に風で飛ばない貼り付け方法をご指導いただき、1 週間程度は飛ばないような形で表示されていくように進めていければと思います。よろしく願います。</p>
議 長	ありがとうございます。それでは、最終的に転用申請の立て札は現地確認から総会終了時までの期間ということでもよろしく願います。また、事務局でビニールのケース等を負担して立ててください。ぺらぺらの紙では当然風で吹いて行くので。経費がありませんか。
事務局次長	考えさせてください。
議 長	<p>任せます。</p> <p>案件についての質疑はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>

事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>先ほどお話のありました現地確認票につきましては、当方から行政書士や本人に書類を送る際に、そういったことの明記を追加して周知させていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>6号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって6号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に7号事案及び8号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>資料5-7及び5-8をご覧ください。7号事案及び8号事案は排水計画が不確定であったために令和2年6月5日の総会で進達を保留したものです。申請地は津橋公民館から北東におよそ770メートルのところですが、権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細は、高齢となり耕作が困難となった賃貸人と収支計画から利益が見込めるため申請地での太陽光発電事業を考えていた賃借人の双方で合意ができたためです。パネル枚数は7号事案が324枚、8号事案が288枚です。周囲をフェンスで区画し、草刈りの管理をします。雨水については地下浸透と隣接水路への放流で対応します。被害があった場合は申請者が責任をもって対処することです。誓約書等の添付を確認しました。以上から7号事案及び8号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をよろしく願います。以上です。</p>
議 長	<p>7号事案及び8号事案については事務局より説明がありましたとおり、6月5日の農業委員会総会に十分でないということで保留にさせていただきました。今回、再提出をするという経過でございます。</p>
7番山口委員	<p>排水の書類が揃っておりませんでしたので前回は保留となりましたが、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>山口委員から補足説明がありましたが、排水計画が不確定なところがありました。他については問題ないようなところでありました。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p>

議 長	<p>また、御嵩町太陽光発電推進及び適正化に関する条例の中で排水について修正し、届け出は受理されています。以上です。</p> <p>採決に入ります。</p> <p>7号事案及び8号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって7号事案及び8号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議題6号、農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案は12番田中委員に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、12番田中幹三郎委員は審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(12番田中幹三郎委員退席)</p>
事務局次長	<p>1号事案について、伊左治推進委員、現地の状況等気になる点などありましたら説明願います。</p>
伊佐治推進委員	<p>推進委員 伊佐治です。26日9時から石渡委員と現地確認に行きました。稲が作ってありました。何の問題もないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は可決しました。</p> <p>審議が終了しましたので12番田中幹三郎委員の着席を認めます。</p> <p>(12番田中幹三郎委員着席)</p>
議 長	<p>次に、報第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>

議 長	事務局からの報告が終わりましたので、以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。 10時00分終了
-----	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

3 番

5 番
